

○美祢市住宅団地完成見学会実施奨励金交付要綱

平成29年3月23日

告示第44号

改正 令和3年3月9日告示第72号

(趣旨)

第1条 この告示は、市住宅団地の分譲促進に係る広報の一環として、市住宅団地内において建設された新築住宅の完成見学会を実施した事業者（以下「実施事業者」という。）に対し、美祢市住宅団地完成見学会実施奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市住宅団地 次に掲げる土地をいう。
 - ア 大嶺町東分字来福台地内の団地（「美祢住宅団地」）
 - イ 美東町長田字西河島地内の団地（「長田定住団地」）
 - ウ 秋芳町岩永本郷字西ノ上地内の団地（「旦住宅団地」）
- (2) 新築住宅 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第2項に規定する新築住宅で、建替えてないものをいう。
- (3) 完成見学会 新築住宅において、不特定多数の者に来訪を促し、見学する場を設けることをいう。
- (4) 分譲 宅地の所有権を有償で譲渡することをいう。
- (5) 建築主 新築住宅の建設に係る工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。
- (6) 市内事業者 市内に本店若しくは主たる事業所を有する法人又は個人事業主をいう。
- (7) 準市内事業者 市外に本店又は主たる事業所を有する法人で、市内に営業所等を有するものをいう。
- (8) 市外事業者 準市内事業者を除き、市外に本店若しくは主たる事業所を有する法人又は個人事業主をいう。

(奨励金の交付対象完成見学会)

第3条 奨励金の交付の対象となる完成見学会は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 市住宅団地において分譲した区画内に建築された新築住宅で開催するものであること。

- (2) チラシ、その他広告媒体等により周知を図るものであること。
- (3) 日曜日、土曜日、祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）を含み、2日以上開催するものであること。
- (4) 実施事業者が建築主の同意を得て開催するものであること。

（奨励金の交付対象者）

第4条 奨励金の交付の対象となる者は、実施事業者で、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 法令による業務停止処分等を受けていないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者で、かつ、同条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有していないこと。

（奨励金の額）

第5条 奨励金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 実施事業者が市内事業者の場合 600,000円
- (2) 実施事業者が準市内事業者の場合 450,000円
- (3) 実施事業者が市外事業者の場合 300,000円

（奨励金の申請）

第6条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、住宅団地完成見学会実施奨励金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 住宅完成見学会実施計画書（別記様式第2号）
- (2) 誓約書（別記様式第3号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 奨励金の交付申請は、新築住宅1棟につき1回とする。

（奨励金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査の上、奨励金の交付の可否を決定したときは、その旨を住宅団地完成見学会実施奨励金交付（不交付）決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により奨励金の交付を決定するに際して、必要な条件を付することができる。

（実施計画変更の承認）

第8条 前条第1項の規定による通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、完成見学会の実施計画に変更のあった場合は、住宅完成見学会変更承認申請書（別記様式第5

号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 住宅完成見学会変更計画書(別記様式第2号)
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(実績の報告)

第9条 交付決定者は、完成見学会を開催したときは、当該完成見学会の末日から起算して20日を経過した日又は奨励金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い期日までに、住宅完成見学会実施報告書(別記様式第6号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 第3条第2号の周知を実施したことが分かる書類
- (2) 完成見学会の開催状況の写真
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(奨励金の交付)

第10条 市長は、前条の規定による報告があった場合において、その内容を審査の上適当と認めるときは、奨励金の額を確定し、当該交付決定者に奨励金を交付するものとする。

2 交付決定者は、奨励金の交付を受けようとするときは、住宅団地完成見学会実施奨励金請求書(別記様式第7号)により、市長に請求するものとする。

(奨励金の交付決定の取消し及び返還)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、中止し、又は交付を受けた金額の返還を命ずることができる。この場合において、当該取消しに係る部分について、既に奨励金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) この告示に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けたとき。
- (3) 所有権移転後において、当該宅地に係る所有権移転登記手続が分譲希望者の責めに帰すべき事由により履行できなかったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、奨励金を交付することについて、不相当と認める事由が生じたとき。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和3年告示第72号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。